

人事院会議議事録

会議日

令和3年11月22日 月曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (給与局)
佐々木局長、荻野次長、近藤給与第一課長
※ オンラインによる出席あり。

議題

一般職の国家公務員の給与改定に関する取扱い

議事の概要

- 議題「一般職の国家公務員の給与改定に関する取扱い」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
 - ・ 人事院の見解は、政府から示された本年の期末手当の引下げ分の調整方法に対して示すものである。人事院勧告の実施に当たって、国政全般の観点から検討を行うのは政府の役割であり、対外的な説明の際は留意してほしい。
 - ・ 本年の期末手当の引下げ分の調整について、人事院としては、給与改定の取扱いの決定の時期等に鑑みて、差し支えないと判断したということである。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

一般職の国家公務員の給与改定に関する取扱いについて

(政府の方針)

人事院は、本年8月10日、民間における特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を年間0.15月分引き下げる旨の勧告を行った。その際、令和3年度については、12月期の支給月数を0.15月分引き下げることにしていた。

この勧告を受けた一般職の国家公務員の給与改定に関する取扱いについて、政府は国政全般の観点から検討しているが、今般、内閣官房長官が本院に対し概要以下のとおり方針を示し、令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月期の期末手当から減額することで調整することについて見解を求めている。

政府の方針（概要）

- 政府は、人事院勧告制度を尊重しつつも、国家公務員の期末手当引下げがコロナ禍から回復途上にある経済にマイナスの影響を与えることから、経済対策等政府全体の取組との関連を考慮しつつ、国民の理解を得られる適正な結論を出すべく慎重に検討してきた。
- 11月19日に新たな経済対策が閣議決定されたことを踏まえ、令和3年度の人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げることにし、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこととしたい。

(人事院の回答（案）)

上記の政府の方針は、人事院勧告尊重の基本姿勢の下、期末手当の支給月数の0.15月分の引下げは実施することとした上で、本年度の引下げに相当する額について令和4年6月期の期末手当から減額することで調整を行うものであり、勧告の内容を実質的に変更するものではない。また、職員の月々の生活への配慮もしつつ、本年度の引下げに相当する額を調整するものとなっている。

本取扱いの決定の時期等に鑑み、こうした調整を行うことは差し支えないものと考えられることから、その旨を回答することとしたい。

以 上